

(別 添)

「飼料として使用する粃米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号、消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 飼料用米について、<u>出穂以降(ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。)</u>に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃摺りをして玄米で給餌すること。</p> <p>2. 粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂以降</u>の農薬の散布は控えること。</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。</p> <p><u>BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロルホン)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、カルフェントラゾンエチル、シハロホップブチル、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、プロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール</u></p> <p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤</p> <p><u>BPMC 乳剤</u></p> <p><u>BPMC 粉剤</u></p> <p><u>DEP 乳剤</u></p> <p><u>DEP 粉剤</u></p> <p><u>エチプロール水和剤</u></p> <p><u>エチプロール粉剤</u></p> <p><u>エチプロール粒剤</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 飼料用米について、出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃摺りをして玄米で給餌すること。</p> <p>2. 粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂期以降</u>の農薬の散布は控えること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC 粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
フラメトピル水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ
ン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ
ン粒剤

<u>シハロホップブチル乳剤</u> <u>シハロホップブチル粒剤</u> <u>フルセトスルフロソ水和剤</u> <u>フルセトスルフロソ粒剤</u>	
---	--